

平成20年7月伊賀南部環境衛生組合議会第156回臨時会会議録

平成20年7月11日（金曜日）

議 事 日 程

平成20年7月11日（金曜日）午後2時開議

日程第1 議席の指定

第2 会議録署名議員の指名

第3 会期の決定

第4 諸般の報告

第5 副議長の選挙

第6 議案第3号 平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）  
について

第7 議案第4号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の  
設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

第8 諮問第1号 名張市民が排出する家庭ごみの有料化に関する処分に対する異議  
申立てについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員

梶田 淑子	橋本マサ子	福田 博行	藤島 幸子	本城 善昭
宮崎 由隆	森野 廣榮	山岡 耕道	山下 松一	吉住美智子

説明のため出席した者

管理者	亀井 利克	副管理者	今岡 睦之
副管理者	前田 國男	事務局長	山崎 幸雄
理 事	清滝 勇人	総務担当参事	田中 実
総務担当参事	浅井 広太	総務担当参事	城山 廣三
総務室長	濱田 謙治	業務室長	稲森 治夫

清掃工場建設室長 夏秋 佳生

事務局職員出席者

書記長	中野 栄蔵	書記次長	高嶋 和子
書記	田中 耕作	書記	岩本 靖之
書記	元村 嘉克		

午後 2 時開議

(福田博行議長席に着く)

議長（福田博行） ただいまから平成 20 年 7 月伊賀南部環境衛生組合議会第 156 回臨時会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

最初に、議員の異動についてご報告いたします。

伊賀市選出の中岡久徳議員、桃井隆子議員、坂井悟議員が本組合議会議員を辞職されたことに伴い、伊賀市議会において後任者の選挙が執行されました結果、森野廣榮議員、山岡耕道議員、本城善昭議員が当選されました。

日程第 1 議席の指定

議長（福田博行） 日程第 1、議席の指定を行います。

今回の議員の異動に伴う議席は、会議規則第 3 条第 2 項の規定により、議長においてお手元に配布の議席表のとおり指定いたします。

日程第 2 会議録署名議員の指名

議長（福田博行） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 85 条の規定により、藤島幸子議員、梶田淑子議員を指名いたします。

日程第 3 会期の決定

議長（福田博行） 日程第 3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本組合議会臨時会の会期は、本日 1 日といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日と決しました。

~~~~~

#### 日程第4 諸般の報告

議長(福田博行) 日程第4、諸般の報告をいたします。

管理者から平成19年度伊賀南部環境衛生組合一般会計継続費繰越計算書の報告、並びに損害賠償請求の和解についての専決処分の報告を受けました。また監査委員から平成20年2月、3月、4月、5月及び6月に執行した例月出納検査結果の報告を受けました。報告書は、お手元に配布のとおりであります。

~~~~~

#### 日程第5 副議長の選挙

議長(福田博行) 日程第5、これより副議長の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法は、議長において指名することにいたしたいと思ます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ご異議なしと認めます。よって議長において指名することに決しました。

副議長に山岡耕道議員を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長において指名いたしました山岡耕道議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(福田博行) ご異議なしと認めます。よってただいま指名いたしました山岡耕道議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました山岡耕道議員が議場におられますので、本席から会

議規則第29条第2項の規定による当選の告知を行います。

この際、山岡耕道議員の発言を許可します。山岡耕道議員。

(議員山岡耕道登壇)

議員(山岡耕道) 一言お礼を申し上げたいと思います。

議員の皆さんの温かいご推挙をいただきまして、当伊賀南部環境衛生組合議会の副議長ということで皆さんに選出をいただきました。この責任の重大さをひしひしと身にかけておるところでございます。

組合議会のさらなる発展のために、また環境衛生組合の発展のために一生懸命努力をいたしたいと思います。議長のご指導をいただきながら、さらなる皆さん方の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ですけども就任のごあいさつとさせていただきます。よろしく願いいたします。

~~~~~

日程第6 議案第3号 平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)  
について

議長(福田博行) 日程第6、議案第3号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

(管理者亀井利克登壇)

管理者(亀井利克) ただいま上程されました議案第3号、平成20年度伊賀南部環境衛生組合一般会計補正予算(第1号)につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回補正をお願いいたします内容は、新清掃工場及び中継所経費の補正、並びに新清掃工場の工期延長に係る予算の組み替えなどです。

まず、歳出についてご説明申し上げます。

総務費では、温浴施設の管理経費について組み替えを行うほか、地図更新等による粗大ごみ収集受付業務代行委託料の増額や現清掃工場の財産処分申請書の作業業務委託料の計上で、補正額は425万2,000円です。

次に、環境衛生費、収塵車管理費では、中継所における職員の賃金の計上と設置工事費の見直しによる減額などで、56万8,000円の減額です。

ごみ焼却場費で、手選別作業経費や工期延長に伴います新旧経費の組み替えなどで617万8,000円の減額です。

最終処分場費は、最終処分場での作業が延長されることなどによる補正で、補正額は

2,968万7,000円であります。

公債費につきましては、平成19年度の起債の借入れが確定したことによる利子の精査で750万円の減額であります。

次に、これらの財源となります歳入でございますが、粗大ごみ処理手数料と繰越金の一部を繰り入れることで対応いたしております。これらによりまして、補正後の歳入歳出総額はそれぞれ44億2,642万7,000円となっております。

以上が今回お願いいたします補正予算の概要でございます。何とぞよろしくご審議を賜りましてご決定くださいますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明とさせていただきます。

議長（福田博行） これより質疑を行います。なお、本日の質疑は、会議規則第43条の規定により3回までといたします。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） ただいま上程されております補正予算にかかわりまして、数点お聞きをしときたいというふうに思います。

これは、新清掃工場の運転が延期にかかわることの組み替えがほとんどだというふうにお聞きしているわけですが、まず全協の中で組み替えのご説明もありました。私がお聞きしたいのは、ごみ焼却場費の中の工場槽内汚水浚渫委託料ですが、当初300万円であったものが1,800万円余というふうなことでなっておりますけれども、このふえた理由についてお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、手選別の作業委託料が当初予算で組まれていた内容がそっくりそのまま減額されておりますのはどういうことかというふうなこと。

それから、破碎分別業務委託料につきまして、当初では3カ月分組まれていたかというふうに思いますが、これがおくれることによりまして増額だというふうに思いますが、金額が非常にふえておりますので、その辺のご説明をお願いしたいというふうに思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） それぞれの質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、ごみ焼却場費の工場槽内の汚水浚渫委託料でございます。これにつきましては、現清掃工場が9月末をもって閉鎖するわけでございますので、それに伴いますしまいの関係でございますが、当初汚水のピットの清掃ぐらいでいいかということで予算要求をさせていただいたわけでございますが、当然すぐに壊す予定もございませんので、

特にほかの例えば煙突の封鎖、それから各機器の内部清掃、それから薬品の散布、あるいは油系の抜き出し、それから高圧洗浄、これらを追加をいたしましたところ、2,000万円余りの金額となって1,800万円の増額と、こういうことでございます。

次の手選別の820万円でございますが、これが当初委託をするという考え方でございましたが、これにつきましてはやっぱり地元の雇用をさせていただくわけでございますので、賃金という形で組み替えをさせていただいてございます。

それから、賃金につきましては、臨時雇用賃金588万円になってございますが、これは3カ月が短くなるための減額でございます。

それから、この破砕でございますが、当然3カ月間延長をするわけでございますので、それに伴いまして、最終処分場での今の破砕分別業務が3カ月ふえるわけでございます。そのための経費でございますが、この中で一部、現在破砕をしております機械につきまして刃が非常に壊れるというこういう事態が生じてまいりました。これにつきましては、当然のことながら委託契約の中にその刃代を見させていただいておるわけでございます。これは再生の刃でございますが、その再生の刃ではもうできなくなるということで、新しい刃に替えなくてはならないと、こういうことがございまして、それも今回の補正予算にさせていただいておると、こういうことでございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 工場槽内の汚水に対する浚渫の委託料については、当初と大きな差があるということでは、一般的に見積もった場合でもこんなに差が起ころのはいかななものかなというふうに思っておりますので、指摘をしておきたいと思えます。もう少し研究をしながら、きちっと当初予算で計上していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、それぞれ手選別については、地元の人に働いていただくというふうなことで委託料からかえていただいたというふうなことは、これは結構だというふうに思っております。

この中で、今お聞きしたほかに、今現在容リプラについて、圧縮梱包をしていただいております。この仕事も新清掃工場が稼働するまでは3カ月間延びるのではないかなというふうに思うわけですが、その費用が盛り込まれていないのはどういう状況なのかというふうなことについてお聞きをしておきたいと思えます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 圧縮梱包につきましては、当初予算で1,200万円を織り込ませていただいたわけですが、一車当たりの単価から申しますと、この9月末まで圧縮梱包ができると、こういう計算上成り立ちますので今回は補正をさせていただかなかったと、こういうことでございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） もう一点お尋ねしておきます。

中継所の設置について、当初では630万円、そして200万円余が減額されているんですが、これも当然おくれることによるというふうなことにもなるかと思えますけれども、その他もろもろの何か理由があれば、この内容についてお聞きをしておきたいと思えます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 中継所の工事請負費の減額のことですが、当初浄化槽を設置すると、こういうことで考えておったんですが、また跡地利用のこともあり、先行すると過大投資にもなりかねないので簡易トイレで行うと、こういうことでその分減額をさせていただいたと、こういうことでございます。

議長（福田博行） これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） 討論がないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第3号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（福田博行） 起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第4号 伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について

議長（福田博行） 日程第7、議案第4号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました議案第4号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本議案は、本年10月より新清掃工場及び中継所での取り扱いを開始することに伴いまして条例の整備をしようとするものであります。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 伊賀南部環境衛生組合の廃棄物処理に関する条例、全部改正というふうなことでご提案をいただいたわけでございます。少し長くなりますが、数点にわたって質問をさせていただきたいと思います。

まず最初に、事業系の一般廃棄物についてということで、この定義としては先ほど全協の中でも一定出されてた部分もあるわけですが、第2条第4号の中で事業系廃棄物、事業活動に伴って排出された物をいうというふうなことでなっておりますし、また同条第7号のところでは事業系一般廃棄物、一般廃棄物のうち事業活動に伴って排出された物をいうというふうなことでなっております。

現行では手数料のところ、第10条第2項です、事業系一般廃棄物、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいうというふうなことでなっております。改正案の方を見ますと第2条第4号のところ、事業系廃棄物、事業活動に伴って排出された物をいうと定義しております。

このことは産業廃棄物と一般廃棄物を総合したものというふうな定義というふうに思っております。そのようにとらまえて質問をさせて、また提起をさせていただきたいと思うんですが、少しわかりにくいわけなんです。ですので、この内容について、事業系一般廃棄物のこの内容ですが、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいうというふうな形に文言を変えていただいたほうが、市民の皆さんにわかりやすいと思うんですけども、その点についていかがでしょうか。

それから次に、改正案の中で事業者の責務を明確に今回していただきました。また、取り消しなどのことも入れていただいております。このことは従来から私どもが申してきたことを網羅していただけたんだなというふうに思っております。

この事業者の責務の中で、第4条第2項です、事業者は事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関し、組合の施策に協力しなければならないとうたっております。このことは



組合の施策いかんによって事業系廃棄物の減量がかなり見込まれるのではないかとこのように仄聞をするところでございます。

そこで、質問をさせていただくわけですが、現状では事業系廃棄物がどのような廃棄物がどれくらい排出されているのかを組合として掌握されているかどうか。掌握されていたならお示しをしていただきたいというふうに思います。

この事業系廃棄物の減量及び適正な処理に関して、組合の施策に協力しなければならないというふうに記述してあります。産業廃棄物の減量及び適正処理についても組合は施策をつくり、また事業所に協力をさせるというふうなことで理解をさせていただいていいのでしょうか。また、その権限もあるということにとらまえていいのでしょうか。その辺についてお答えをいただきたいといます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） まず、事業者の責務の方からご回答申し上げたいと存じます。

これにつきましては、例えば事業者が組合の施策に協力をしていただくと、これは当然のこととございまして、議員からよくご指摘ございますプラスチック、特に発泡スチロール等につきましては、今度、新清掃工場では発泡スチロールだけを減容してそれを資源として売ると、こういうことも考えておりますので、それに協力していただくためには発泡スチロールは発泡スチロールだけで搬入いただくと、こういうことも今後考えていきたいと、このように考えているところでございます。

それから、事業系のごみの内容でございますが、現在のところ中までは見てないわけとございまして、事業系の一般廃棄物として管理をさせていただいているところでございますが、新清掃工場になりましたら、不燃物につきましては一たんピットに入れる前にピットの横へ出していただいて中のものを点検しようかと、このように考えているところでございます。といいますのは、当然、不燃物につきましては新清掃工場では直接破砕機の中に投入するわけとございまして、その中でガスボンベとかそういうものがございましたら、爆発の危険性もございまして、とりあえず前処理をしてから破砕機へほうり込もうと、こういうふうに考えておるところとございまして。

産業廃棄物を除くと書くべきかどうかということとございまして、これにつきましては議員ご承知のとおり、事業所から出る廃プラスチックというものは産業廃棄物とございまして、これは大きな事業者でも小さな事業者でも同じこととございまして、その辺も含めましてこういう言い方をさせていただいたと、こういうこととございまして。

以上でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 最初の質問させていただいた言い回しの分についてご答弁がなかったわけですが、市民にやっぱりわかりやすい形で表現をしていただきたいなってというふうに思うわけです。

先ほど来からも質問が出てたわけですが、事業系の一般廃棄物とはっていうふうなことで、事業系廃棄物のうち産業廃棄物以外の廃棄物をいうというふうなことに文言を変えていただいたほうがわかりやすいのではないかなというふうなことを言わせていただいたんですが、その辺についてはまた今後の課題として受けとめていただき、ぜひそのようなことを把握していただきながら努力をお願いしたいということで終わらせていただいておりますが、ご答弁がいただけるならば答弁をいただきたいというふうに思います。

先ほど来から、現状ではどのような廃棄物かっていうふうなことを聞かせていただきながら質問をしたわけですが、発泡スチロールの例を出していただきました。新しい新清掃工場では、それはそれなりの減容をするために売却をしていくんだというふうなことで対応していただくというふうなことでもございました。きちっとやっぱり減量計画をつくっていただいて、そしてまたその計画に対して指導ができる体制というふうなことも条例の中に具体的に記述をする必要があるのではないかなというふうに思います。

そしてさらに言うならば、協力を市内事業者に対しては公表をするというふうなことで、市民的に明らかにすることも必要だというふうに思います。そういうことをきちっとやはり条例の中に明記することによって、今市民の皆さんが分別収集に取り組んでくださったり、さまざまな取り組みをしていただいているというふうなことに対しても事業者の皆さん方も同じように努力をしていただけるのではないかなというふうに思いますので、そういう観点から次の取り組みについてもぜひお願いしたいと思います。そういう意味では、せつかく設けていただいた事業者の責務というふうなことで、もう少しやはり突っ込んだ形での条例にさせていただきたかったなというふうに思っております。

続きまして、産業廃棄物の処理というふうなことがうたわれているわけですが、この第10条、法第11条第2項の規定によりまして、組合が一般廃棄物とあわせて処理をする産業廃棄物はあらかじめ処分する産業廃棄物を定めて告示するものとする。全協の中でも少しご質問があったわけですが、このように産業廃棄物の処理が改正案に

も上げられているわけですが、これまでも産業廃棄物については、新清掃工場が稼働するまでに搬入をしないように検討しているというふうに述べていただいたというふうに、これは管理者の方からもお聞きしているというふうに思うわけですが、これが条例にのっているというふうなことでは、今後の取り組みとしては反するのではないかなというふうに思うわけです。ちなみに伊賀市さんの条例にはこういった状況はないというふうに認識をしております。

法的に見ましても、法第11条第1項は、事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないということをいつもご答弁ではいただいているわけですが、明確にしているわけですね。その上で法第11条第2項は、市町村は単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行なうことができるというふうなことになっております。あくまでも市町村の役割は補完的なものでありまして、できるとはしなくてもよいということが言えるというふうに思うわけです。

そこで、質問をするわけですが、この法で述べている一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物とはどのようなものなのか、これが法的に定義されているものなのかどうかお聞きしておきたいと思っております。

そして、その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理、この処理とはどのような処理を考えているのかというふうなことをお聞きしておきたいと思っております。

もう一つには、先ほどのご答弁の中にもあったわけですが、現在現状におきましては最終処分場に大型スーパーからの発泡スチロールがパッカー車で搬入をされているわけでありまして。これまでも名張市議会の中でも紹介させていただきましたんですが、このパッカー車から出されるものがほとんど発泡スチロールです。小さくて見えないものもあるかと思いますが、ほとんどこれ発泡スチロールになっているわけです。こうして重機で処理をしている状況を見ましても発泡スチロールです。

こうして発泡スチロールが多く入っているという点で、これを先ほどご答弁いただいの中では新しい工場では売れるような形にしていくというふうなことですが、ちなみにお聞きしておきたいのは、こういったものをあわせて処理することができる産業廃棄物として受けとめるのか、パッカー車内のほとんどの発泡スチロールがこれはプラスチックごみになっているわけなんですけれども、産業廃棄物を収集運搬をするため

には許可が必要になるわけですね。この人たちっていうのは、許可を与えられて搬入をしているというふうに思うわけですが、一般廃棄物収集運搬の許可で産業廃棄物を、こうして産業廃棄物と認められるものを堂々と収集、運搬している状況というのは違反になるのではないかなというふうに思うわけですが、その点についてお答えをいただきたいと思います。

さらに、名張市の清掃施設というのは産業廃棄物処理施設ではないというふうなことはご承知いただいているというふうに思うわけですが、あくまでも一般廃棄物の処理施設となっているわけです。ですので、一般廃棄物の収集運搬搬入の許可を名張市は先ほど申し上げましたように出させていただいております。もちろん現行では、第5条第1項に基づく管理者が許可した産業廃棄物は搬入されていますが、この場合、産業廃棄物の収集運搬処理のマニフェストが必要だというふうに思うわけですが、今後の対応についてどのようにされていくのかというふうなことについてお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、第14条の手数料についてお聞きをしたいわけですが、もし今まで述べてきましたような産業廃棄物をあわせて処理をする、あわせ産廃というふうな形で処理をされるというふうなことであれば、手数料が問題となってくるのではないかなというふうに思います。

ところが、現行の条例もそうですけれども、改正案の中にも産業廃棄物の手数料がうたわれておりません。多くの自治体では、産業廃棄物の手数料は事業系一般廃棄物よりも高くなっております。ところが、伊賀南部環境衛生組合では、よくよく条例を見ても産業廃棄物の手数料が記載されておりません。ということは徴収しないというふうなことになりますけれども、現行のマニフェストで搬入をされている産業廃棄物はどのようにされているのですか、お聞きをしておきたいと思います。これは手数料についてです。

それから、本来は新清掃工場の稼働で産業廃棄物の搬入をストップするように先ほども聞いておりましたが、もし仮にあわせ産廃といいますか、あわせて処理をするというふうな形で産業廃棄物を受け入れるのであれば、今後その手数料も徴収が必要になってくるかというふうに思うわけですが、そのことについてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

それで、ちょっと少し変わってくるわけですが、今現在、伊賀南部環境衛生組

合では伊賀南部環境衛生組合協力施設という施設が存在しております。どこにどのような施設があるのでしょうか、お聞きしておきたいと思います。

今回の質問に対しては、事務的な処理の部分もありますけれども、政策的な答弁をいただく部分が多いかというふうに思いますので、管理者の方のご答弁を主にいただきたいわけですが、残りの部分については事務局からもご答弁いただけたらというふうに思うんですけれども、その点についてお聞かせいただきたいというふうに思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） いろいろ質問をいただいたわけですが、順次お答え申し上げたいと思います。

まず、第10条の産業廃棄物でございますが、これにつきましてはご承知のとおりここで想定しておりますのは、結局一般廃棄物とあわせて処理する産業廃棄物ということでございますので、これは一般廃棄物の中に含んで搬入されるプラスチック類の産業廃棄物というものでございます。したがって、議員がおっしゃっている産業廃棄物だけを運んでくるのは、これは新清掃工場が稼働するまでに業者とお話をさせていただくと。これにつきましては、お答えが前後になりますが、協力施設って、その関係もございまして、当時覚書を交わしてございまして、相互協力ということで覚書があるわけでございますが、その事業者につきましては、今現在お願いをしていると、協議をしていると、こういうことでございますのでもうしばらくお待ちをいただきたいと存じます。

それから、産業廃棄物の値段を高くしてはどうかっていうお話でございますが、結局先ほども申しましたとおり、あわせ産廃につきましては一般廃棄物と分けて運んでくるものじゃございませんので、その中で一般廃棄物と産業廃棄物を分けるということは非常に難しい。量的にも難しいし、目視でもできない。そういうようなものでございますので一般廃棄物の料金体系で支払っていただくと、こういうことでございますので、その産業廃棄物だけをとってということは今のところ考えてないわけでございます。

それと、産業廃棄物っていいものは、許可の問題、先ほども議員さんからご指摘がありましたことでございますが、これはあくまでも一般廃棄物の中に含まれる産業廃棄物を運んでいると、こういうことだと私は思っております。

それから、この事業者の条例の規定の話なんですけれど、このことにつきましては組合にもその事業者の責務ということと、それから名張市にも事業者の責務あるいは伊賀市にも事業者の責務と、こういうことがうたわれてございます。したがって、三者

が一体となってやっていくべきものだと、このように考えているとでございます。

以上でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 管理者の方からもご答弁をいただきましたかったわけですが、最後にいろいろ、また今ご答弁いただきました一般廃棄物の中に含んで搬入されるものというふうなことについても、やはりもうちょっとチェック体制をきちっとしていくことが必要ではないかなというふうにも思いますし、先ほど来も申し上げたように減量計画、市民が本当に減量しているわけですので、減量計画をつくっていただいて、それをしっかりと指導できる体制が必要ではないかなって、先ほど申し上げました。こういうことについて、やはりこれは管理者の思いがしっかりないとなかなか具体化されない面があるのではないかとこのように思いますので、その管理者のご答弁もお聞きしたいというふうに思います。

それから、一般廃棄物の中に含まれる産業廃棄物がきちっと特定されていないというふうなこととか、あるいは現在搬入されているものが産業廃棄物なのに一廃の中に入っているというふうなこととかさまざまな問題点がありまして、最終処分場があふれてきているのではないかとこのように思うわけです。けれども、先ほどお聞きしました伊賀南部環境衛生組合の中にある協力施設は、具体的にどこにどのような施設があるのかというふうなことについてはお答えがなかったわけです。けれども、そのことについてお答えいただきたいというふうに思いますが、これは以前からも質問しているので、私も存じてはいるわけですが、私の方から申し上げますと、平成5年7月1日に名張市とそれから伊賀南部環境衛生組合、名張産業有限会社の三者で協定が結ばれているわけなんです。

こんな協定でありまして、これは期限がないというふうなことで、これを今後どうするのかというふうな懸念もあるわけです。けれども、この辺についてはやはり先ほどご答弁いただきましたように、新清掃工場が稼働するまでには、ここは産業廃棄物というふうな限定があるわけですので、きちっとした形で対応していただかないといけないというふうに思います。現在話し合いをしているというふうなことですが、それならばその新清掃工場稼働に合わせてこの条例も変えていくのが当然ではないかとこのように思うわけですが、その進捗状況が本当にそれでいいのかなというふうに思うんですが、この件については管理者の方からご答弁をいただきたいとこのように思います。本当に新清掃工場

が稼働する前に、こういったものについては受け入れをしないんだよというふうなことになるのかどうかというふうなことについて、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、この条例の中で、粗大ごみの手数料の引き上げというふうなことになっております。一概に引き上げというふうなことにはそれなりの根拠、理由づけがあるかというふうに思うわけですが、その根拠をお聞きしておきたいのとあわせて、今まで500円で5点を受け入れていただいていたのが、1点につき200円というふうなことでは市民感覚から見てやっぱり引き上げというふうなことにつながるのではないかというふうに思うわけですが、どういうふうなことでこのような金額が算定されたのかというふうなことをお聞きしておきたいというふうに思います。

それから、ごみ手数料について、同じ組合の地域においては同じ手数料が求められるというふうに思います。現在今、名張市区域と青山区域との違いがあるわけですがけれども、私どもは有料化は反対ですが、もしこういうことで進めなければならないのであれば、私は低い方に合わせるのが当然ではないかというふうに思うわけですが、その辺についてもお答えができるのであればお聞きをしておきたいというふうに思います。

議長（福田博行） 管理者。

管理者（亀井利克） 当方にもお尋ねをいただいたわけですが、産業廃棄物のみを受け入れていくということにつきましては制御をしていかなければならないと、こういうことで今、各担当の方でその協議を進めているところでございます。

それから、協力業者との関係につきましては、これは平成5年にそのような契約が交わされていたわけですが、このことにつきましても一定の方向でお話し合いをしていくべく、私は整理をしていかなければならないのではないかなと、こんなふうには思わせていただいているところでございます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 粗大ごみの料金のお尋ねがございましたので、お答えをさせていただきます。

その200円の根拠でございますが、実は今は5点内で500円、ですから1個でも500円という場合はございます。2個でも500円という、こういう場合もございます。

今回の1点当たり200円にした根拠でございますが、粗大ごみっていいますと、たんすとかあるいはストーブとかいろんなものがございます。これの私どもで平均を出した

わけでございます。粗大ごみの平均が大体11キログラムになったわけでございます。  
11キログラムになりますと、今度10月1日からの改正の手数料に合わせますと20キ  
ロ未満ということになりますので240円ということになるわけでございます。ですか  
ら、240円を200円にさせていただいたと、これは1個の値段でございます。

それから、今まで言っていたように5点500円というのは、これはあくまでも500円とい  
うのは戸別に収集をさせていただき費用でございます、処理費用ではございません。  
その当時はまだ100キロ以下につきましては無料であったものでございますので、500円  
というのはあくまでも戸別収集させていただき手数料でございます。今回、200円と  
いうのは処理手数料でございます。

したがって、戸別収集は当然のことながらこれからも続けさせていただきます。  
このときにつきましては、1個200円で戸別収集はさせていただくと。5点あれば  
1,000円になるわけでございますけれど、戸別収集はさせていただくと。持ってきてい  
ただいても200円ですので、取りにきてもらった方が安くなるかなと、こういうふう  
にも思ったりするところでございます。

以上でございます。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。宮崎由隆議員。

議員（宮崎由隆） 今の橋本議員と関連でございますけども、今言われてた平成5年の三  
者の協定、10月1日から青山地区で稼働すると、そういうことで私も存じておりますけ  
れども、やはり青山に対して産廃の持ち込みはできる限りやめていただきたいと。それ  
までに協定書を改めることをご努力いただきたいということでお願いいたします。もし  
答弁がございましたら、あわせてご答弁をいただきたいということでございます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） これまでも申してまいりましたとおり、新清掃工場稼働までには  
特に青山地域の方々ともお約束もさせていただいてるわけでございますので、誠心誠意  
努力させていただきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げ  
ます。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。橋本マサ子議員。



(議員橋本マサ子登壇)

議員（橋本マサ子） ただいま上程されております議案第4号、伊賀南部環境衛生組合廃棄物の処理並びに一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

この間、人類が排出してきた温暖化ガスの温度の上昇が気候変動の原因であることはほぼ確実であることが、世界中の科学者の知識をもって深刻な結論が導き出されました。現に世界では熱波や大型化したハリケーンやサイクロン、記録的な干ばつが影響しての不作により穀物価格の高騰の原因ともなっています。日本でも真夏日の増加、竜巻の頻発、台風や低気圧の強力化、記録的な集中豪雨の増加などが日常の生活や安全を脅かしています。

今、住民から寄せられる声でも、地球温暖化問題への関心が高まり、自分たちの生活を見直し、現在の地球と将来の子供たちに対する責任を果たそうといった取り組みが広がっています。その一つとして、7月から始められたレジ袋を減らすマイバッグの持参などにはおよそ8割の人たちが何らかの形で努力されているとお聞きをいたしました。こうした住民の努力を真に実らせるためには、大企業の利潤第一主義のもとで国民生活に大量生産、大量消費、大量廃棄の風潮が意図的に持ち込まれてきたことを正面からとらえて、この風潮を大もとから正す仕事に本格的に取り組むことが求められており、ごみ問題もその立場でとらえることが必要だと思います。

さて、当組合ではごみ袋の有料化が方向づけられ、名張市では4月から実施されており、市民からは高いね、何とかしてほしいわといった声が上がっています。青山地域では値段は安く、しかも来年1月から実施という点においても、同じ組合の施策として住民からの苦情が絶えません。私どもは有料化には反対ですが、このような違いが生じたときには、低い方の値段に合わせるべきではないかと思います。

また、本条例の改正案では、粗大ごみの手数料が引き上げになっています。どのような理由づけがあろうとも、今まで5点まで500円だったものが1点につき200円ということになれば、今回のごみ袋の有料化に伴って整理されたものであり、住民にとっては引き上げ以外の何物でもありません。

最後に、ごみの減量を進めるという立場からして、住民へ求める協力に対して事業系のごみに対しての責任の所在が本条例の改正案ではまだまだ十分とは言えません。

また、産業廃棄物に対する当組合の確かな姿勢をうかがい知ることができません。廃

棄物処理法では、その第11条第1項において事業者はその産業廃棄物を自ら処理しなければならないとうたっており、第2項においてあわせ産廃の処理も行うことができるとなっていますが、この第2項については、組合の主体性が認められている表現であります。一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物というのは、紙くずや木くずなどのように市町村のごみ焼却施設において一般廃棄物と混合焼却ができる産業廃棄物、あるいはそのまま埋立地に運んで一般廃棄物と一緒に埋め立てのできる産業廃棄物を指すものだということが第2条で規定されております。

また、事業者の費用負担などに関しても、その責任を明示することによって市町村に不当なしわ寄せが行われないように事務としてできると表現したものであります。

このようなことから、本条例の改正案には、前段で申し上げましたように環境問題としてもごみ減量が緊急の課題だと受けとめた取り組みとして不備なところが随所に見られます。

以上、本条例の改正案にはまだ多くの問題点が残されておりますことから賛同することができない旨を申し上げまして、私の討論とさせていただきます。議員の皆さんのご理解をお願い申し上げます。

議長（福田博行） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第4号について採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（福田博行） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第8 諮問第1号 名張市民が排出する家庭ごみの有料化に関する処分に対する異議申立てについて

議長（福田博行） 日程第8、諮問第1号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。管理者。

（管理者亀井利克登壇）

管理者（亀井利克） ただいま上程されました諮問第1号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

本件は、本年5月30日付けで提出のありました名張市民が排出する家庭ごみの有料

化に関する処分に対する異議申立てについて、地方自治法第229条第4項の規定により諮問させていただくものであります。

この内容といたしましては、伊賀南部環境衛生組合が名張市民に対して有料ごみ袋によるごみ排出を義務づけ、ごみ処理手数料を徴収したことを違法とするというものでございます。

この異議申立てに対する伊賀南部環境衛生組合の考え方といたしましては、一部事務組合において共同処理する事務は関係普通公共団体の権能から除外され、当該事務に係る手数料の徴収は役務の提供を行っているところにおいて条例化することとなることから、本件異議申立てに係るごみ処理手数料の徴収は、伊賀南部環境衛生組合議会において議決された条例に基づき適正に行っているところであります。

以上、よろしくご審議の上、ご答申いただきますようお願いを申し上げ、提案理由のご説明といたします。

議長（福田博行） これより質疑を行います。梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） まず、お尋ねいたしますが、今回のこの提出議案を、異議申立ての文面だけを事前に私たちにお配りいただきました。そして、本日の全協でもって当局のお考えを入れた、回答していく案をここに出されたわけなんです、やはり私たちも法律的にもしっかり勉強しなければならない部分があると思うので、これ、なぜ同時に事前にお配りいただけなかったのですか。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） この議案としては、こういうことで諮問をさせていただきたいと、こういうことでございますので、この私どもの考え方としましては、先ほど全協で議長から組合の見解はということでありましたので、私どもが組合の見解を言わせていただいたと、こういうことでございます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） しかし、やはり議員もこういったことを法律的にきちっと勉強する時間もなく、来てる中ですから、当局の考え方がこれでいいかどうかという事で全協の場でも皆さんに諮って、そしてこれでいいだろうということに全協の場ではなっておりましたが、しかし私は、これやはり、もっとこういった大事な諮問してくるんですから、時間をかけて、これだけの案件だけでもやはりもう少しきちっとした形の時間をとっていただきたいかなと。今後もしこういうことがあった場合は、よろしくお願いした

いと思います。

そして、まず当局の考え方として出された回答につきましては、私はこれ、確かに伊賀南部環境衛生組合は伊賀市青山地域住民と名張市住民の一人一人が構成員となっておりますので、伊賀市民、名張市民とそういう区別をするものではなくて、地方自治法で認められた特別地方公共団体としての、この条例の制定は違法ではないってことはわかっております。事実、違法ではありません。

しかし、この異議申立てに対する伊賀南部環境衛生組合の見解として、この異議申立ては棄却することが相当と考えると回答されておりますが、しかし、私はこの回答書自体にこのままでは賛成はできません。

なぜならば、不服申立てされた市民の方に対して余りにも誠意のない回答です。この申立書の中には4月1日から実施されたごみ有料化については、本当に市民へのきちっとした周知もない中で、市民への公権力による拘束力がある強制が違法行為につながるとして、徴収したごみ袋代金の返還を求められている部分もあるわけです。しかし、そのことについては一言もご回答をされておられません。これについて管理者はこの市民への異議申立てについてどのように思われておりますか、お答えください。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） この異議申立人の主張としましては、組合議会で定めた条例に基づいて手数料を徴収するのは違法であると、こういうことでございますので、私どもの見解としましては、これは違法ではございませんと、そういう見解を書かせてもらっただけでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

議長（福田博行） 梶田淑子議員。

議員（梶田淑子） 普通の裁判のように、法律的なところばかりを見て物を申しているわけではないでしょう、行政は。やはり、市民の人がどういうふうにして、こういった大きな問題が残っている中で、市民からしたらこういった異議申立てが出てくるっていうことはもっと真摯に受けとめていただいて、ただ法律的にこれは違法ではないからっていうようなこんな回答ではなくって、やはりここに書かれていることに対してもう少し行政サイドで考えていることとか、市民の皆さんの気持ちに対する回答も入れた中で、私はこういう回答書を出していただきたいと思います。

余りにも本当に、何て、これ見て書かれている中身、それは違法っていうことをうたわれておりますよ。しかし、そのことについての中身があるわけじゃないですか。これ

裁判所で、ただ単に裁判でぼんと出していくわけじゃないんですから、これに対するもう少し行政としては納得のいく、親切に、本当にわかるようにご回答していただくようお願いしておきます。私はこれについては賛成できません。

以上です。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。吉住美智子議員。

議員（吉住美智子） 今回のこの件に関してですが、以前の議会でも当局からご答弁をいただいております。基本的なごみ処理の施策判断については、ごみまたはごみの処理に係る方針については、これの構成市である伊賀市と名張市が樹立をしていると。そういった政策の判断の上に立って実際の収集業務なり、処理の業務を一部事務組合の伊賀南部環境衛生組合において実施するという事になっている。手数料の徴収については、事務事業の処理を行っている伊賀南部環境衛生組合における条例の制定が基本であり、地方自治法上の規定にもかなっているというふうなご答弁をいただいております。

この内容についても弁護士さん等にきちっと確認されてのことですか、その点ちょっと確認をさせていただきたいと思います。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） 弁護士にもご相談させていただいたという経緯でございます。

議長（福田博行） 吉住美智子議員。

議員（吉住美智子） ということで、私もこれは違法ではないと認識しておりました。よって、ここにも書かれております組合の見解の中にも、特別地方公共団体であるということで、それが伊賀南部環境衛生組合であり、そこに事務を移しているということでありますので、私もこの組合の見解に対しては正しいと判断をさせていただいておりますことだけ意見として言わせていただきます。

以上でございます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） ただいま諮問をされているわけですが、このごみの関係というふうなことで、直接市民に関係のある、日々の生活に関係のある大切なことですので、私もこの申立人の理由書の中にありますように、間接的な選挙で選ばれた議員でなく直接に選ばれた議員で議決すべき内容だなというふうなことは同様でございます。その思いは私も一緒なんです。

しかしながら、現状においてこの法律に基づいて特別地方公共団体にゆだねていると

いうふうなことであります。直接選挙でないからだめなんだというふうなことになる、全国各地でこのようにして運営している組合議会なり、あるいは最近話題になっております、この間の市議会で申し上げたんですが、後期高齢者医療制度も直接選挙ではなくて、例えば名張市であれば議長さんが代表で参加しているというふうなことになっております。

本当にこういう内容が、住民にとって直接的な影響の大きいものが、直接選挙でなく間接選挙で選ばれている人たちによって決められていくというふうなことが本当にいいのかというふうなことについては、私も疑問を呈する議員の一人でもあります。けれども、現行こういうふうな法律に基づいて行われているというふうなことでの、この申立人のおっしゃるような違法というふうなことがはっきり書かれていると、私どももこのことについては受けとめにくい部分があるなあというふうに思うわけです。そういう点で、全国でこういうふうなことでの裁判なり、あるいはごみの有料化に対する裁判なども行われておりますが、そういうことに対する今まで何か判例などがあれば教えていただきたいなあというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

また、こういった市民に直接関係のある生活に影響のあるものに対して、間接的な選挙で選ばれた人たちで議決していいのかどうかというふうなことについて、どのようにお考えになっていらっしゃるかというふうなことについてをお聞きしておきたいと思えます。

議長（福田博行） 事務局長。

事務局長（山崎幸雄） この件についての判例とかは私どもはちょっと存じてございません。しかしながら、当組合といたしましては、先ほども申しましたとおり地方自治法に基づき物事をとり行っておるわけでございますので、今回のことにつきましても当然このような見解になったと、こういうことでございますのでご理解をいただきたいと存じます。

議長（福田博行） 橋本マサ子議員。

議員（橋本マサ子） 大変難しい問題だろうなというふうに思うわけです。実際上はこういう市民の声をくみ上げたいけれども、今現在、法的にはこのようになっているのでというふうなことで、私たちも非常に判断に困るわけです。けれども、現行法上、これが違法だというふうなことになりますと、全国各地でたくさん違法だというふうなことで取り上げるものが起こってきて、国内で混乱するのではないかというふうに思いますの

で、現時点では私どもとしては、先般の市議会では非常に思いを含めての態度表明をさせていただきます。けれども、現行法上の中での判断といたしますと、やはり違法としてはっきりうたわれていることについて、どうかというふうなことでの判断をせざるを得ないなというふうに思っているところでございます。

議長（福田博行） ほかに質疑はございませんか。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「議事進行」と呼ぶ者あり）

議長（福田博行） 討論がないようでありますので、これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第1号について採決いたします。本諮問に関する異議申立てについては棄却すべきと答申することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（福田博行） 起立多数であります。よって諮問第1号に関する異議申立ては棄却すべきと答申することに決しました。

~~~~~

議長（福田博行） 以上をもちまして、本組合議会臨時会に付議されました事件はすべて終了いたしました。

これをもって、平成20年7月伊賀南部環境衛生組合議会第156回臨時会を閉会いたします。

午後3時7分閉会

~~~~~

議長は、この会議録をつくり、署名者とともに署名する。

議 長

議 員

議 員